

国立大学法人の役員報酬規程の改正について

1 国家公務員給与の改正を考慮して行われた変更について (別紙1参照)

- 期末特別手当及び期末・勤勉手当の支給月数の改正 (13法人)
- 期末特別手当を期末手当及び勤勉手当に改編する改正 (1法人)

2 その他の改正について (別紙2参照)

- 非常勤役員手当の改正 (6法人)
- 地域手当の改正 (12法人)
- 諸手当関係の改正 (3法人)
- 規定を整備する改正 (5法人)

1. 国家公務員給与法の改正を考慮して行われた変更について

※ 国家公務員指定職職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数

<平成21年6月1日施行>

- ① 期末特別手当を期末手当と勤勉手当に改編
- ② 平成21年6月期期末・勤勉手当の支給月数を附則により0.15月分引き下げる改正

<平成21年12月1日施行>

- ③ 平成21年12月期期末・勤勉手当の支給月数を0.10月分引き下げ及び平成22年度以降の支給割合の改正

年 度	6月期			12月期			合 計
	期末手当	勤勉手当	計 (期末特別手当)	期末手当	勤勉手当	計 (期末特別手当)	
手当改編時	① 0.75	0.85	1.60	0.90	0.85	1.75	3.35
平成21年度	② 0.70	0.75	1.45	③ 0.80	0.85	1.65	3.10
平成22年度	0.65	0.80	1.45	0.85	0.80	1.65	3.10

○ 国立大学法人役員の期末・勤勉手当等の支給月数の改正

改正時期	法人数	法人名
平成22年4月1日改正 (③のうち、平成22年度 6月期の支給月数を改正)	13	秋田大学、山形大学、東京芸術大学、お茶の水女子大学、 電気通信大学、信州大学、滋賀大学、兵庫教育大学、 神戸大学、広島大学、山口大学、鹿屋体育大学、 北陸先端科学技術大学院大学
平成21年12月1日改正	73	上記以外の法人
計	86	—

○ 期末特別手当を期末・勤勉手当に改編する改正

	法人数	改正時期	法人名
改編している法人	1	H22.4.1改正	広島大学(理事)
	9	H21年度改正	北海道大学(理事) 東京芸術大学、電気通信大学、 浜松医科大学、滋賀大学、 奈良教育大学、奈良女子大学、 鹿屋体育大学、 奈良先端科学技術大学院大学
未改編の法人	76	-	上記以外の法人
計	86	-	-

2. その他の改正について

改正項目	改正内容	法人名
非常勤役員手当の改正	常勤役員に準じて非常勤役員手当を0.3%相当引き下げる改正	東北大学、横浜国立大学、富山大学、九州大学
	非常勤監事手当を月額100,000円から300,000円に改正	山形大学
	非常勤監事手当を月額100,000円から170,000円に改正	三重大学
地域手当の改正	不支給から4%支給する改正	茨城大学
	7%から8%へ引き上げる改正	筑波大学
	7%から9%へ引き上げる改正	筑波技術大学
	当分の間9.2%とする改正	埼玉大学
	16%から17%へ引き上げる改正	東京大学
	17%から18%へ引き上げる改正	東京医科歯科大学
	12%から15%へ引き上げる改正	東京芸術大学
	15.5%から16.2%へ引き上げる改正	東京工業大学
	17%から18%へ引き上げる改正	東京海洋大学
	14%から15%へ引き上げる改正	一橋大学
	6.5%から7%へ引き上げる改正	奈良教育大学
17%から18%へ引き上げる改正	政策研究大学院大学	

改正項目	改正内容	法人名
諸手当関係	非常勤役員に通勤手当を支給する改正	山形大学
	単身赴任手当を新設する改正	茨城大学
	広域異動手当を新設する改正	鹿児島大学
規定の整備	期末特別手当について、業績評価方法に係る語句を整備する改正	福島大学
	期末特別手当の増減等について経営協議会の議を経る旨明文化する改正	茨城大学
	事務局長を兼務する理事について、職員としての給与総額の範囲内で役員給与を決定することを可能とする改正	
	給与の支払いに関し必要な事項について、職員給与規程に準ずる旨明文化する改正	
	期末特別手当における評価について、評価要素を明文化する改正	京都教育大学
本給の決定について、経営協議会の議を経て決定する旨明文化する改正	福岡教育大学、九州大学	

国立大学法人における役員の地域手当支給率等について

平成22年8月1日現在

法人名	22年度の 改正状況	勤務地 支給率	勤務地 支給率 (職員)	22年度の 国の支給率
北海道大学		3%	3%	3%
北海道教育大学		3%	3%	3%
室蘭工業大学		0%	0%	0%
小樽商科大学		0%	0%	0%
帯広畜産大学		0%	0%	0%
旭川医科大学		0%	0%	0%
北見工業大学		0%	0%	0%
弘前大学		0%	0%	0%
岩手大学		0%	0%	0%
東北大学		6%	6%	6%
宮城教育大学		6%	6%	6%
秋田大学		0%	0%	0%
山形大学		0%	0%	0%
福島大学		0%	0%	0%
茨城大学	+4%	4%	4%	10%
筑波大学	+1%	8%	8%	12%
筑波技術大学	+2%	9%	9%	12%
宇都宮大学		2.5%	4%	6%
群馬大学		3%	3%	3%
埼玉大学	+0.2%	9.2%	9.7%	12%
千葉大学		10%	10%	10%
東京大学	+1%	17%	17%	18%
東京医科歯科大学	+1%	18%	18%	18%
東京外国語大学		12%	12%	12%
東京学芸大学		12%	12%	—
東京農工大学		12%	12%	12%
東京芸術大学	+3%	15%	15%	18%
東京工業大学	+0.7%	16.2%	16.2%	18%
東京海洋大学	+1%	18%	18%	18%
お茶の水女子大学		15.5%	15.5%	18%
電気通信大学		12%	12%	12%
一橋大学	+1%	15%	15%	15%
横浜国立大学		12%	12%	12%
新潟大学		0%	0%	0%
長岡技術科学大学		0%	0%	0%
上越教育大学		0%	0%	0%
富山大学		3%	3%	3%
金沢大学		3%	3%	3%
福井大学		1%	1%	3%
山梨大学		2%	2%	6%
信州大学		2.6%	2.6%	3%
岐阜大学		0%	3%	3%
静岡大学		5%	5%	6%
浜松医科大学		3%	3%	3%
名古屋大学		12%	12%	12%

法人名	22年度の 改正状況	勤務地 支給率	勤務地 支給率 (職員)	22年度の 国の支給率
愛知教育大学		9%	9%	12%
名古屋工業大学		12%	12%	12%
豊橋技術科学大学		3%	3%	3%
三重大学		4%	4%	6%
滋賀大学		3%	3%	3%
滋賀医科大学		5%	5.5%	10%
京都大学		10%	10%	10%
京都教育大学		10%	10%	10%
京都工芸繊維大学		10%	10%	10%
大阪大学		12%	12%	12%
大阪教育大学		3%	3%	3%
兵庫教育大学		0%	0%	0%
神戸大学		10%	10%	10%
奈良教育大学	+0.5%	7%	7.5%	10%
奈良女子大学		8%	8%	10%
和歌山大学		3%	3%	3%
鳥取大学		0%	0%	0%
島根大学		0%	0%	0%
岡山大学		3%	3%	3%
広島大学		0%	3%	—
山口大学		0%	0%	0%
徳島大学		0%	0%	0%
鳴門教育大学		0%	0%	0%
香川大学		0%	0%	3%
愛媛大学		0%	0%	0%
高知大学		0%	0%	0%
福岡教育大学		0%	0%	0%
九州大学		10%	10%	10%
九州工業大学		3%	3%	3%
佐賀大学		0%	0%	0%
長崎大学		3%	3%	3%
熊本大学		0%	0%	0%
大分大学		0%	0%	0%
宮崎大学		0%	0%	0%
鹿児島大学		0%	0%	0%
鹿屋体育大学		0%	0%	0%
琉球大学		0%	0%	0%
政策研究大学院大学	+1%	18%	18%	18%
総合研究大学院大学		6%	6%	6%
北陸先端科学技術大学院大学		0%	3%	—
奈良先端科学技術大学院大学		6%	6%	—

注1) 国の支給率が「—」の地域は、一般職国家公務員が不在である地域手当指定外地域を示す。

注2) ※(宇都宮、大阪大学)異動保障の適用について、国家公務員から引き続いて役員になった者に限る。

注3) 朱書きは今回改正されたものを示す。

国家公務員における給与法改正の概要（平成21年12月1日改正分）

(1) 俸給月額の変改

○ 指定職俸給表・・・平均改定率△0.3%

(参考) 行(一)・・・平均改定率△0.2%

※1) 行政職俸給表(一) 7級以上は△0.3%

※2) 行政職俸給表(一) 1級から3級の一部は改定なし

(参考) 指定職俸給表の改正

(~21.11.30)		(21.12.1~)	
号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
1	728,000	1	726,000
2	784,000	2	782,000
3	843,000	3	840,000
4	922,000	4	919,000
5	994,000	5	991,000
6	1,066,000	6	1,063,000
7	1,142,000	7	1,138,000
8	1,211,000	8	1,207,000

(2) 期末手当及び勤勉手当の支給割合の引下げ

○ 指定職職員・・・3.35月分 → 3.10月分 (△0.25月分)

(参考) 一般の職員・・・4.50月分 → 4.15月分 (△0.35月分)

(3) 減額調整

平成21年4月からの年間給与で官民較差を解消するため、平成21年12月期の期末手当において減額調整を行う。

(参考例)

		②							②	} 調整額
		H21.6 期末・ 勤勉							①	
①								→	H21.12 期末・ 勤勉	
俸給等	俸給等	俸給等	俸給等	俸給等	俸給等	俸給等	俸給等	俸給等	俸給等	
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		

【減額調整方法】

$$\text{平成21年12月期期末手当額} = \text{改正後の規程による期末手当額} - \text{調整額 (① + ②)}$$

$$\text{①} = \text{4月分給与月額} \times 0.24 \times \underline{\text{8月}}$$

(4月～11月)

$$\text{②} = \text{6月期期末・勤勉手当額} \times 0.24$$

(4) 経過措置額の引下げ

給与構造改革の俸給水準引下げに伴う経過措置額の算定基礎となる額についても、調整率(△0.32%)
を踏まえた率を乗じて得た額に引下げ

【現 行】 支給額 = 新法月額 + 平成18年3月31日に受けていた額と新法月額との差額

【改正後】 支給額 = 新法月額 + (平成18年3月31日に受けていた額と新法月額との差額
× 99.68)

(5) 自宅に係る住居手当の廃止

自宅に係る住居手当(月額2,500円)を廃止